

北海道感染症対策専門会議設置要綱

(目的)

第1条 感染症対策の推進を図るため、北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づいて北海道感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(議事)

第2条 専門会議の議事は、次のとおりとする。

- (1) インフルエンザ、性感染症、蚊・ダニ媒介感染症及び新興感染症対策に関すること
- (2) 感染症の性状などに応じた対策等への専門的助言に関すること
- (3) その他必要な事項

(構成員)

第3条 委員は、学識経験者等の中から北海道保健福祉部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 専門会議は、必要に応じて部長が招集し、主催する。

- 2 専門会議に座長を置き、部長が指名する。
- 3 部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門会議に、部長が必要と認めた事項について、より専門的・具体的に協議する部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、第3条の専門会議の委員から、部長が必要と認めた者をもって充てる。ただし、専門的な事項に関し、必要な場合は、部長は委員以外の者を、委嘱、または、出席を求めることができる。

(その他)

第6条 専門会議の事務は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課において行う。

- 2 専門会議は、2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。